金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年一月二十八日をもって、金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十二月二十八日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目五番五号

フェニックス証券株式会社

代表取締役　丹羽　広

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億四千九百十万二千八十円減少し、金二百四十七億九千十一万三千八百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/s03095_09.pdf

平成二十四年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年十二月二十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ジャパン・ロジスティクス1特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000209/m5t3/

平成二十四年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

東扇島1特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額四十七億千五百七十五万円を二十八億六千五百七十五万円に減少し、発行済S号優先出資の口数二万口及び発行済M号優先出資の口数一万七千口を一口に対して五万円をもってそれぞれ〇口に有償消却することといたしましたので（減少する優先資本金の額は十八億五千万円であり、優先出資の消却に要する金額は十八億五千万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十四年十一月三十日付官報の号外第二五九号第二一三頁に掲載されています。

平成二十四年十二月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社プロントZ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億円減少し十六億一千五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十四年十二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月二十五日

掲載頁　一二〇頁（号外第二三二号）

平成二十四年十二月二十八日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｃｏｒｅ　Ｐｌｕｓ　Ｖａｎｇｕａｒｄ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十二億円減少して十六億一千五十万円とし、発行済第一回募集優先出資二万四千口を消却することにいたしましたので、当社の第一回募集優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十二月二十八日

東京都中央区新川一丁目一番七号新川ビル四―A、SK内

Ｃｏｒｅ　Ｐｌｕｓ　Ｖａｎｇｕａｒｄ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十五年二月五日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区南青山一丁目一五番五号

新日鉄興和不動産株式会社

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十六年十月二十九日付不動産管理処分信託契約（その後の変更含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

不動産投資顧問部

電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十四年十二月二十八日

受託者　東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　野中　隆史

訂正公告

平成二十四年十一月十五日掲載の吸収分割公告中、「効力発生日は平成二十五年一月一日」とあるのは「効力発生日は平成二十五年一月十日」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県熊谷市万吉二五五〇番地

武州製氷冷蔵株式会社

代表取締役　贊田　実

訂正公告

平成二十四年十二月七日（号外第二六六号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、「株式会社ＮＡＴＵＲＡＬ　ＮＩＮＥ」とあるは「株式会社ＮＡＴＵＲＡＬ　ＮＩＮＥ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十二月二十八日

東京都渋谷区南平台町一六番二八号グラスシティ渋谷

株式会社ＰＬＡＴＦＯＲＭ

代表取締役　宮本　英範

取消公告

平成二十四年十二月十三日（号外第二七一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年十二月二十八日

東京都港区南青山二丁目一二番一四号

（甲）株式会社大沢商会グループ

代表取締役　黒坂　則昭

東京都港区南青山二丁目一二番一四号

（乙）株式会社リック

代表取締役　爲汲　英樹

取消公告

平成二十四年十二月十八日掲載の金融商品取引業の廃止の公告は取消します。

平成二十四年十二月二十八日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

株式会社モレラＣＤ

代表取締役　山本　保隆

正　誤

平成二十四年十二月二十七日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
国家公安委員会委員長　古屋　圭司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十六日付特第三五号二ページ●同日付政府調達第二四八号二ページ●同月二十八日付第二八二号一六〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　一三六円（本体一二〇円）　（配送料別）